

2 里山里海地域の振興

(3) 里山景観の創造

1 目的

里山里海の景観は、歴史的な建造物や、伝統的な街のたたずまいなどを含め、地域における人々の生活及び当該地域の風土に基づいて形成され、地域住民自らが地域ぐるみで維持されてきました。

こうした優れた里山里海の景観は地域の重要な資源でもあることから、これら資源の保全、維持、再生することにより、里山里海地域の振興を図ります。

※ 「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域

※ 「里海」とは、人々がさまざまな海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域

2 助成対象者

里山里海地域の住民を主体とした団体（集落・区・町内会、生産組合）等で、以下の条件を満たす団体とします。

ア 事業の対象とする地域の住民の過半数が参加している団体であること。

イ 市町等の協力が得られる団体であること。

3 助成対象事業

助成の対象となる地域は、「いしかわ景観総合条例」（平成20年7月1日条例第29号）第23条第1項第3号に規定する景観形成重点地区に指定された地域です。

なお、既存支援事業で対応可能な場合は、当該事業を優先実施していただきます。

街なみ環境整備事業（市町主体）→例)集落地の民家の外観、広場等の整備

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金→例)耕作放棄地へのソバ等の植え付け

① 里山里海景観保全・再生計画（以下「景観計画」と呼ぶ。）策定事業（ソフト事業）

里山里海景観の保全、維持、再生を進めるための地域住民の合意形成活動を実施し、具体的な景観計画の策定を住民自ら実施する事業

※助成対象例

- ・景観計画の策定のための会議・研修費
（講師謝金、講師旅費、会場費、資料作成に必要な経費等）
- ・策定された景観計画の印刷費

② 里山里海景観保全・再生整備事業（ハード事業）

前項に定める景観計画に基づく整備事業

なお、景観計画は、いしかわ里山づくり推進協議会の認定を受ける必要があります。

※助成対象例

- ・黒瓦、白壁等伝統的な建築様式の新築、増改築、大規模な修繕
- ・生け垣、板塀等伝統的な外構の整備、大規模な修繕
- ・里山里海の景観にそぐわない看板等の撤去・塗り替え

- ・県道や市道等から概ね100m以内の耕作放棄地や荒廃法面等の整備

4 助成内容

(1) 事業実施期間

- ① 里山里海景観保全・再生計画の策定事業
交付決定日から当該年度の末日まで
- ② 里山里海景観保全・再生整備事業
里山里海景観保全・再生計画策定年度の翌年度4月1日から3年間
※ ただし、翌年度4月1日時点で里山里海景観保全・再生計画が策定されていない場合は、策定以降に事業開始。

(2) 助成率及び助成限度額

- ① 里山里海景観保全・再生計画の策定事業
助成率：定額（10/10） 助成限度額：20万円
- ② 里山里海景観保全・再生整備事業
補助限度額：年度毎に200万円で、最長3年間総額で600万円
なお、1件あたりの工種毎の助成率及び助成限度額は以下のとおりとします。

工 種	助 成 限 度 額
黒瓦、白壁等伝統的な建築様式での新築、増改築、大規模な修繕	助成対象とする総事業費の3分の1の額又は100万円のいずれか低い額
生け垣、板塀等伝統的な外構の整備、大規模な修繕	助成対象とする総事業費の3分の1の額又は50万円のいずれか低い額
里山里海の景観にそぐわない看板等の撤去・塗り替え	助成対象とする総事業費の3分の1の額又は50万円のいずれか低い額
県道や市道等から概ね100m以内の耕作放棄地や荒廃法面等の整備	・10a当たり1万円以内 ・整備後、景観作物等を栽培する場合、10a当たり2万円以内

- 注1) 助成決定前に発注・契約したものについては、助成対象になりません。
2) 助成金の算定において、千円未満は切り捨てします。

5 助成対象経費

以下の経費について、助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、いしかわ里山づくり推進協議会へ事前にご確認ください。

① 里山里海景観保全・再生計画の策定事業

費 目	内 容
謝金	委員会等の会議に委員として出席していただいた時や、専門家に指導・助言等を受けた際に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員に支払われる経費

特別旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の出席等のための旅費として、委嘱した委員に支払われる経費 ・会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家（講師を派遣した場合も含む。）に支払われる経費
会場借料	会議を開催又は展示会事業を行う際、会場費として支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等製作費	再生計画書を周知させるために配布するパンフレット・ポスター等を製作、HP作成のために支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査を委託する場合に支払われる経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

② 里山里海景観保全・再生整備事業

費 目	内 容
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査や設計等を委託する場合に支払われる経費
原材料費	事業遂行に必要な原材料を購入するために支払われる経費
請負工事費等	事業遂行に必要な建築工事、製造請負費、工事雑費等の経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

注) 汎用性があり助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタなど）は、原則として助成対象外とします。

なお、以下の経費についても対象外とします。

- ・お弁当や懇親慰労の会などに係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・常勤雇用者の手当、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金など

6 審査

(1) 審査方法

- ・審査は、いしかわ里山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・応募者から提出のあった書類（事業概要書）による1次審査と、1次審査を通過した事業を対象に、提出書類（事業計画書等）および応募者が行う事業内容のプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、審査基準により採点し、点数上位の事業から採択を決定します。（採択がない場合もあります。）
- ・事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・審査委員会は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区 分	内 容
事業の効果・有効性	・ 景観の保全・再生の効果・有効性が具体的に示されている。 ・ 本県の里山里海の伝統技術や知恵の継承につながる取組みである。 ・ 里山里海景観保全に向けた住民意識の向上や、合意形成の取組みが図られる計画となっている。
事業の実現性・計画性	・ 事業内容の計画性、実現性、適切な実施体制、予算計画、自己資金の確保などが明確に示されている。
事業実施団体の構成	・ 里山里海地域の住民を主体とし、市町等の支援・協力が得られる団体である。
事業の公益性・公共性	・ 事業内容が地域の公益性・公共性に合致し、特定の者に偏った計画になっていない。

7 助成金の交付

- ・ 採択決定後、30 日以内に当該年度の交付申請書を提出していただき、予算について確認した上で、交付を決定します。
その後、年度末に実績報告書を提出していただき、(必要に応じて実地検査を実施し)精算払となります。
- ・ 交付申請・実績報告に係る手続きは、毎年度必要です。

8 その他の留意点

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③ 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。
これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④ 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 助成事業期間終了後5年間、毎年度、助成事業に係る前年度の取組み等をいしかわ里山づくり推進協議会に報告しなければなりません。